

田村の美桜 88 景デジタルスタンプラリーシステム構築業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する田村の美桜 88 景デジタルスタンプラリーシステム構築業務（以下「業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

本業務は、田村の美桜88景をデジタルスタンプスポットとし、各地を巡りながら桜と買い物を楽しむ地域周遊型のラリーシステムを構築することにより、市内外からの訪問客の市域内周遊を促進し、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷してきた観光需要の喚起と経済活動の活発化を図るものである。

3 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

4 委託額

本業務の委託額上限は、2,900,000 円（消費税込）とする。

5 業務内容

(1) デジタルスタンプラリーの企画・運営

- ①田村の美桜 88 景をスタンプスポットとしたデジタルスタンプラリー（以下「ラリー」という。）実施に係る当該年度の一切の企画・運営業務を行うこと。ただし、当業務においては企画・運営の基盤となるシステムを構築し、実際の運用時期・期間等は別途協議のうえ決定するものとする。
- ②田村の美桜 88 景を市内 5 地域（滝根、大越、都路、常葉、船引）に分け、うち 3 地域のデジタルスタンプを獲得してラリーへ応募する内容とすること。
- ③購買区域を市内 5 地域（滝根、大越、都路、常葉、船引）に分け、うち 2 地域で買い物、飲食、宿泊をしてラリーへ応募する内容とすること。（※詳細については別途協議とする。）
- ④ラリーへの応募は上記②③の条件を満たすこととし、1 人当たりの応募回数に制限を設けない。

(2) デジタルスタンプラリーシステムの整備・運用

- ①スマートフォン、タブレット等のモバイル端末（以下「スマートフォン等」という。）でラリーに参加できるシステムとすること。なお、スタンプ獲得に使用するスマートフォン等は参加者個人が所有するものとする。
- ②二次元コード又はスマートフォン等のGPS機能によりスタンプを獲得できるシステムとすること。
- ③デジタルスタンプは田村の美桜88景の登録とし、電子地図上で確認できるようにすること。

- ④上記（１）によるスタンプ数で応募できるシステムとし、応募者の属性（居住地、年齢、性別等）、市内で消費した金額がわかるようにすること。
- ⑤運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について委託者に適宜説明を行うこと。
- ⑥システムを安定的に運用できるよう、適切に保守管理を行うこと。
- ⑦再消費を促す仕掛けづくりとして、システムから田村市オンラインショップ、田村市ふるさと納税関連サイト等への導線を構築し、一体となった消費喚起を図ること。

（３）デジタルスタンプラリーに関する広報・情報発信

- ①デジタル媒体を活用した情報発信を行うこと。なお、広報媒体を使用する場合に発生する費用については委託費に含むものとする。
- ②ポスター、チラシ等を製作することとし、種類、部数等は委託費の範囲内で双方協議のうえ決定するものとする。

（４）その他

その他、独自性のある企画を提案し、本業務に係る参加者からの問い合わせ等にも対応すること。

6 成果物

- （１）実施報告書 電子データ（Word 形式等とPDF 形式）を収録した電子媒体（DVD等）及び印刷物を各2部納品
- （２）製作物 本業務で製作した物品
- （３）その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7 納品場所

田村市産業部観光交流課
福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

8 業務実施に当たっての留意事項

- （１）本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- （２）事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- （３）本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- （４）受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- （５）成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰

すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、『田村の美桜 88 景デジタルスタンプラリーシステム構築業務委託仕様書』に基づいて作成すること。ただし、この仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

- ①内容については、『田村の美桜 88 景デジタルスタンプラリーシステム構築業務委託仕様書』に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。
- ②一連の経費について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。